

令和6年度

津市中小企業エネルギー価格高騰対策 事業継続支援金（物価高騰対策） 【申請要領】

【受付期間】

令和6年4月2日（火）から令和6年6月7日（金）まで

【申請書類の提出方法】

郵送による受付を基本とします 令和6年6月7日（金）まで（消印有効）

<宛先> 〒514-0131

三重県津市あかつ台4丁目6番地1 あかつピア1階
津市ビジネスサポートセンター内

令和6年度津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金事務局 宛

※切手を貼り付けのうえ、封筒の裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

【お問い合わせ先】

支援金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

◆ 令和6年度津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金事務局

電話番号：059-233-4440

F A X ：059-233-4433

受付時間：8時30分から17時15分まで（土・日・祝日を除く）

※必ずお読みください※

- 1 審査の結果、交付の対象とならない場合であっても、申請に係る費用（郵送料や証明書手数料等）は返還されません。
- 2 支援金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、支援金の交付を受けた申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 3 支援金交付事務の円滑・適正な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 4 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は事務担当者）へ追加の書類提出を求める電話連絡、メール、或いは書面による通知等を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、津市の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者は支援金の申請を辞退したものとみなされます。
- 5 **支援金の不正受給は犯罪です。**虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。

I 支援金の概要

■趣旨

エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている中小企業者（小規模企業者を含む）の負担軽減を図り事業継続を支援することを目的として支援金を交付します。

■交付要件

令和5年10月から令和6年3月までの半年間に、30万円以上の電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油に係るエネルギー経費を、経費として帳簿に計上している事業者。

※津市内の事業所の事業で支出した経費のみ対象となります。

■交付額

令和5年10月から令和6年3月までの半年間におけるエネルギー経費の合計額に応じて、下記の交付額となります。

半年間のエネルギー経費の合計額が

- 30万円以上60万円未満の場合・・・交付額 2万5千円
- 60万円以上120万円未満の場合・・・交付額 5万円
- 120万円以上180万円未満の場合・・・交付額10万円
- 180万円以上の場合・・・交付額15万円

※本支援金の申請は、1事業者につき1回限りになります。

II 対象事業者

津市内に事業所を有する「中小企業者（小規模企業者や個人事業者を含む）」で、以下のすべての要件を満たすものが対象となります。

- (1) 市税の未納がないこと
- (2) 支援金の交付後も事業を継続する意思があること
- (3) 申請時点で、補助金その他の名称の如何を問わず、本市からの同一のエネルギー経費に対する支援制度の対象となっていないこと

※「中小企業者（小規模企業者を含む）」とは

「中小企業基本法」（昭和38年7月20日法律第154号）における「中小企業者」および「小規模企業者」の範囲とし、具体的には次のとおりです。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかの条件を満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

次の条件に当てはまる場合は、本支援金の対象外となります。

- 政治団体、宗教上の組織又は団体
- 支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当する者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画している場合。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

- 中小企業基本法上の「会社」に該当しないもの

《「会社」に該当しない法人の例》

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社以外の法人。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法等に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）

※農業、水産業、林業であっても、個人経営の場合は対象となります。

Ⅲ 申請から交付までの流れ等

■申請書類等の作成・準備

本要領を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

■申請書類の提出

P5～P8「申請に必要な書類」で規定する申請書類及び添付書類について、必要な書類全てを提出してください。書類提出は郵送を基本とします。

なお、提出書類は<申請書及び提出書類チェックシート>に記載のある順に並べて提出してください。

■審査

必要書類に不足がないか、交付要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める電話連絡、又はメールや書面による通知等を行います。

また、必要に応じて申請者に対し、申請書類の内容に関する説明を求める、或いは現地調査を実施することがあります。

■交付決定及び確定通知

支援金の交付決定及び確定通知は、書面を郵送し通知します。

■交付について

交付決定及び確定通知を郵送した方に対し、順次支援金を振り込みます。

【申請に必要な書類】

提出書類一覧

◆津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金（物価高騰対策）交付申請書（請求書）
【第1号様式】

記入例に従って必要事項を全て記入し、押印してください。

- 1 法人の場合は代表者印（会社実印）、個人の場合は申請者の印鑑を押印してください。
※代表者印（会社実印）とは会社設立時に法務局に登録した印鑑をいいます。
※個人事業者本人の自署、法人の代表者本人の自署の場合は押印を省略できます。
自署の場合は署名欄の「自署しました」欄にチェックを入れてください。

◆令和5年10月から令和6年3月までの6か月間のエネルギー経費に係る事業者備付けの帳簿の写し（「帳簿」とは、事業所得等の確定申告の根拠書類として、所得税法や法人税法で備え付けることとされている帳簿書類で、総勘定元帳や経費帳、支払台帳等のことをいいます。）

令和5年10月から令和6年3月までの6か月間の、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油について、経費計上した金額が確認できる帳簿の写しを提出いただきます。各事業者が税務のため通常作成している帳簿を想定しており、名称や形式は問いません。

※帳簿の写しには、計算の対象としたエネルギー経費の内容が分かるように、ラインマーカー（蛍光ペン）や赤ペン等で線を引いてください。

この写しは支援金交付金額算定の基準となる重要な書類ですので、該当するページについて経費品目、経費金額が読み取れる総勘定元帳などの帳簿等の写しをご提出ください。（提出は、該当ページの写しのみで可。）

これらのエネルギー経費の合計金額を、申請書（様式第1号）の「5 要件確認表」のエネルギー経費金額欄に記載してください。経費金額や計算内容に誤りが無いか確認してください。

【例1：帳簿において品目が明確に区分されている場合】

2

経費に係る帳簿の写し				申請書	
燃料費				●●株式会社	
日付	摘要	現金	その他	5 要件確認表	
8/3		0000	000	令和5年4月から9月までの6か月間に支出したエネルギー経費について、経費帳簿（経費帳等の経理帳簿）の合計額を下表に記入してください。	
8/8	ガソリン	000	000	令和5年4月から9月までの6か月分の市内事業所におけるエネルギー経費	
8/10		000	000	種別	支出額
8/22		000	000	ガソリン/軽油/重油/灯油	円
8/28	軽油	000	000	電気（特別高圧電力を除く）	円
8月分		0000	0000	ガス	円
9/4		000	000	合計額	
9/12	ガソリン	000	000		
9/22		000	000		

●帳簿の写しには、ラインマーカー、或いは赤ペン等で該当経費に線を引いてください。これら経費の合計額を申請書に記入してください。

●帳簿に記載されている内訳額は、取り引きに伴って受け取った請求書や領収書等の数字と合致する数字であるか確認をお願いします。必要に応じ、申請書類の内容に関する説明を求め、或いは現地調査を実施することがあります。

帳簿に、法人の社名（個人事業者は氏名）の表記がない場合は余白に記入してください。

注意事項

【例2：エネルギー経費の品目が区分されていない場合】

経費に係る帳簿の写し		●●株式会社	
日付	摘要	現金	その他
8/3	水道光熱費	0000	
8/8	水道光熱費	0000	
	うち電気代 000 円	0000	
	8月分	0000	0000
9/4		0000	
12		0000	0000
22		0000	
28	水道光熱費	0000	

申請書	
5 裏件確認表	
令和5年4月から9月までの6か月間に支出したエネルギー経費について、経費帳簿（経費帳等の経理帳簿）の合計額を下表に記入してください。	
令和5年4月から9月までの6か月分の市内事業所におけるエネルギー経費	
種別	支出額
ガソリン／軽油／重油／灯油	円
電気（特別高圧電力を除く）	円
ガス	円
? 合計額	円
※? 合計額について、経費帳簿の合計と合致しているか、必ずご確認ください。	

●作成時にエネルギー経費の品目が明記されていない帳簿の場合、対象となるエネルギー経費を明確にするため、提出する写しに赤字で「うち電気代〇〇円」という形で、対象経費の内訳の額が明確になるように追記をしてください。これら経費の合計額を申請書に記入してください。

●帳簿に記載されている内訳額は、取り引きに伴って受け取った請求書や領収書等の数字と合致する数字であるか確認をお願いします。必要に応じ、申請書類の内容に関する説明を求め、或いは現地調査を実施することがあります。

●帳簿に、法人の社名（個人事業者は氏名）の表記がない場合は余白に記入してください。

※帳簿の写しに記載されている、対象となるエネルギー経費の6か月間の合計額と、申請書に記入したエネルギー経費の合計額が合致していることを確認の上申請してください。

よくあるお問合せ

Q1 全額が対象経費で、適用欄等にエネルギー種別の記載がない場合はどうすればいいですか？

Q2 帳簿の備考欄等へ全額が対象のエネルギー経費であることを手書きで補記してください。

※他の経費が混在しているかどうかは判別できないので、全額が対象経費（この例では、全額が軽油代）であることを補記してください。（洗車代や車両整備費、タイヤ購入、水道料金等、対象にならない経費を合算しているケースが見受けられますので、ご注意ください。）

日付	支払先	適用	借方	貸方	備考
10月1日	有限会社〇〇整備	6ヶ月点検	32,300		
10月3日	〇〇石油株式会社		53,200		←全額軽油代
10月5日	株式会社〇〇事務機器	事務用品代	14,400		

Q2 適用欄にエネルギー種別の記載がなく、計上額の一部に対象経費以外の経費が合算されている場合はどうしたらいいですか？

A2 帳簿の備考欄等に対象経費の種別と内訳額を手書きで補記してください。

※下の図は、クレジットカードの請求分のうち184,700円のうち28,700円が軽油代として計上されている場合の例です。（洗車代や車両整備費、タイヤ購入、水道料金等、対象にならない経費を合算しているケースが見受けられますので、ご注意ください。）

日付	支払先	適用	借方	貸方	備考
10月1日	有限会社〇〇整備	6ヶ月点検	32,300		
10月3日	〇〇ガソリンカード9月分		184,700		←うち軽油代28,700円
10月5日	株式会社〇〇事務機器	事務用品代	14,400		

Q3 帳簿の対象期間は令和5年10月～令和6年3月とありますが、経費に計上した時で考えるのか、請求月で考えるのかどちらですか？

A3 令和5年10月～令和6年3月の帳簿に経費として計上されているものが対象となります。

実際の請求分が令和5年9月分のものであっても令和5年10月の帳簿に計上されていれば対象となり、逆に請求分が令和6年3月のものであっても、令和6年4月の帳簿に計上されている場合は対象外となります。

日付	支払先	適用	借方	貸方	備考
10月5日	〇〇GSスタンド	軽油代9月分	32,300		（この行は対象です）
:	:	:	:	:	:
3月5日	〇〇GSスタンド	軽油代2月分	28,600		
4月6日	〇〇GSスタンド	軽油代3月分	33,400		（この行は対象外です）

Q4 税抜会計で処理をしているのですが、消費税分は含められますか？

A4 仮払消費税も対象となりますので合算してください。ただし、消費税額が記録された帳簿の

提出が必要となります。消費税額を手書きで書き加えた帳簿は認定できませんのでご注意ください。

※消費税のほか、軽油引取税も対象（帳簿に記録されているものに限り）となりますので合算してください。

日付	支払先	適用	借方	貸方	備考
10月1日	〇〇ガソリンGS	ガソリン代	15,800		
10月3日	仮払消費税		1,580		
10月5日	株式会社〇〇事務機器	事務用品代	14,400		

◆確定申告書の写し

法人、個人それぞれの確定申告時に提出した書類の写しを提出してください。

≪法人の場合≫

令和5年（又は直近）分の「法人税の申告書・別表一」の写し

確定申告書・別表一

3

≪個人の場合≫

令和5年分「所得税の申告書・第一表」の写し

確定申告書・第一表 ※青色申告、白色申告共通

※令和6年以降に開業した事業者の場合は、個人は開業届の写し、法人は履歴事項全部証明書の原本又は写しを確定申告書の代わりにご提出ください。

◆市税の完納証明書

市税に滞納がないことを証する書類。市外の事業所所在地等で納税されており、津市での課税がなく、津市で納税をしていない事業者は、その住所地の自治体で市町村税の完納を証明する書類を取得してください。（自治体により証明書の名称が異なる場合がありますので、該当する自治体にお問合せください。）

4

※写し又は原本をご提出ください。

※令和6年4月1日以降に取得した完納証明書を提出してください。

※納税証明書ではありませんのでご注意ください。

5	<p>◆本人確認書類の写し</p> <p>申請者（法人の場合は代表者）本人のマイナンバーカード、運転免許証等の氏名、現住所の確認ができるものの写しを提出してください。マイナンバーカード、運転免許証等がない場合は、氏名、現住所の記載がある健康保険証等の写しでも申請可能です。</p> <p>※運転免許証で住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。</p> <p>※法人の場合は上記に代えて、履歴事項全部証明書写し又は原本でも可。</p> 
6	<p>◆申請者名義の通帳の写し ※申請者と名義が同一であることを確認してください</p> <p>振込先となる通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <p>① 金融機関名 ② 支店名 ③ □座区分（普通・当座） ④ □座番号 ⑤ □座名義人（漢字、フリガナ）</p> <p style="text-align: center;">オモテ面 1・2ページ目</p> 
7	<p>◆津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金（物価高騰対策）交付申請に関する誓約・同意書【第2号様式】</p> <p>誓約していただく事項と同意していただく事項が記載されていますので、熟読の上、押印してください。</p> <p>法人の場合は代表者印（会社実印）、個人の場合は申請者の印鑑を押印してください。</p> <p>※代表者印（会社実印）とは会社設立時に法務局に登録した印鑑をいいます。</p> <p>※個人事業者本人の自署、法人の代表者本人の自署の場合は押印を省略できます。</p> <p>自署の場合は署名欄の「自署しました」欄にチェックを入れてください。</p>
8	<p>◆提出書類チェックシート</p> <p>チェックシートを活用し、提出書類に不足が無いように確認してください。</p>

【注意事項】

※各添付資料の「写し」については、**数字や文字が読みとれる状態**での提出をお願いします。